

税務課のニュースです

固定資産縦覧帳簿が縦覧できます

平成20年度の固定資産縦覧帳簿（土地・家屋）の縦覧を行います。

縦覧帳簿（土地または家屋が、筆または棟ごとに表示されたもの）では、自分の所有する固定資産（土地・家屋）と周辺の固定資産を比較することにより、自分の固定資産評価額が適正かどうか判断できます。縦覧期間中の閲覧は無料です。

○期間 4月1日（火）～6月2日（月）

8時30分～17時30分

（土・日曜日、祝日を除く）

○ところ 税務課または各支所税務担当課

○縦覧できる人

- ① 固定資産税（土地・家屋）の納税者本人またはその同居の家族
- ② 納税者の同意書または委

任状を持参する人

③ 納税管理人

④ 法人の場合は、代表者またはその委任を受けた人

⑤ 法定代理人

※なお、固定資産課税台帳の閲覧は、いつでも行うことができます。

旧庄原市内で所有する農耕用車両の課税が始まります

現在、旧庄原市内でトラクターなどの農耕用車両を所有する場合、軽自動車税は課税していませんが、旧比婆郡の各町および総領町では地方税法に基づき課税しています。

合併前、新しいルールを決める合併協議会で、旧庄原市についても、平成20年度から旧比婆郡の各町および総領町と同様に農耕用車両に対する軽自動車税（1

台あたり年額1、600円）を課税することが決定しています。

対象となる農耕用車両（トラクター・コンバイン・乗用田植機）を購入・取得している方で、届け出をしていない場合は、税務課で登録の手続きを行い、標識の交付を受けてください。

バイク・軽自動車などの廃車・名義変更はお済みですか

軽自動車税は、毎年4月1日現在に軽自動車を登録している所有者に課税します。

すでに軽自動車を他人に売却・譲渡した場合や廃棄している場合には、所定の手続きが必要です。手続きをしていない場合には、登録している方に引き続いて軽自動車税を課税すること

税務課資産税係
☎0824-73-1144

になりますので、ご注意ください。また、4月2日以降に廃

車手続きをした場合でも、その年度分の軽自動車税の納税通知書は、4月1日現在の所有者に送付します。軽自動車を売ったり、買ったりしたときや使用を止めたとき、住所などが変わったときは、必ず手続きをしてください。

手続き・問い合わせ先

軽自動車の種類	手 続 き 先
原動機付自転車 (125ccまでのバイク) 小型特殊自動車・ 農耕用車両	税務課または各支所税務担当課
軽自動車 (四輪・三輪)	軽自動車検査協会 ☎082-503-8475 広島市西区観音新町4丁目13番13-4号
軽二輪車 (125ccを超え 250ccまでのバイク)	広島県自動車整備振興会 軽自動車部二輪窓口 ☎082-295-2244 広島市西区観音新町4丁目13番13-3号
二輪小型自動車 (250ccを超えるバイク)	中国運輸局広島運輸支局 ☎050-5540-2068 広島市西区観音新町4丁目13番13-2号

※年度中途に廃車などの手続きをした場合、その年度分の軽自動車税の還付はありません。